公共四部が発注する工事における特例監理技術者制度の運用 (概要)

1 監理技術者が兼務可能な工事現場の数

2件(建設業法で規定)

2 制度の適用を認めない工事

次の3つのいずれかに該当する工事については、特例監理技術者制度の適用を認めず、工事現場ごとに専任での監理技術者の配置を求める。

- ア 共同企業体として入札に参加した工事
- イ 低入札価格調査の対象となった工事
- ウ 良好な施工の確保の観点から、発注者が監理技術者の兼任を認めない工事

|3 監理技術者が兼務可能な工事現場の範囲|

工事の施工筒所が、次のいずれかに該当する工事

- ア 同一の地域振興局又は支庁管内に属する工事
- イ 工事現場の相互間隔が概ね10km以内の範囲に属する工事

なお、アまたはイを満たす場合であっても、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲でなければならず、発注者が適切に判断する必要がある。